

# 千葉市議会改革協議会報告書

平成29年3月27日

# 目次

## 【本編】

I	議会改革協議会の設置	1
II	協議項目	1
III	協議結果	2
IV	協議概要	3
1	予算・決算審査特別委員会 5 分科会審査の検証と評価	4
2	常任委員会の機能強化	5
(1)	常任委員会の開催方法の見直し	5
(2)	所管事務調査の充実（閉会中審査の充実）	5
(3)	議員（委員）間討議の導入の検討	6
(4)	定例会の会期の早期決定	7
3	委員会中継の検討	7
4	反問権の検討	8
5	議会基本条例の検討	8
V	議会改革協議会の開催日及び主な協議事項	10
	【資料編】	12

本市議会は、平成27年7月3日開催の幹事長会議の決定により、「千葉市議会改革協議会」（以下「議会改革協議会」という。）を設置した（P13【資料編】千葉市議会改革協議会設置要綱）。

議会改革協議会は、これまでの議会改革の流れを絶やすことなく、更なる議会改革の推進に努めていく必要があるとの認識の下、平成27年7月から29年3月までの1年9か月の間、計25回にわたる活発な議論を重ねてきた。

このたび、平成29年3月31日に設置期間を満了するにあたり、これまでの協議結果をまとめて、議長に報告する。

## I 議会改革協議会の設置

議会改革協議会は、議長、副議長及び会派代表者を含む13人で構成し（P15【資料編】委員名簿）、本市議会の現状を評価し、そのあるべき姿と課題について協議・検討を行い、議会改革の一層の推進を図るために設置した。

※ 設置期間：平成27年7月3日から平成29年3月31日まで（25回開催）

## II 協議項目

議会改革に関する理解を深め、本市議会のおかれている状況に関する認識を深めた後、取り組むべき課題の洗い出しを行い、協議を進めていくこととし、平成27年11月に、次の5項目を協議項目とすることを決定した。

### 1 予算・決算審査特別委員会の5分科会審査の検証と評価

（財政局の先行審査・2分科会審査・分散開催の是非を含め、検証と評価）

### 2 常任委員会の機能強化

（常任委員会の分散開催、閉会中審査、議員間討議についての検討ほか、定例会の会期の早期決定についても協議）

### 3 委員会中継の検討

### 4 反問権の検討

（反問権の行使の範囲など基本的な事項から検討）

### 5 議会基本条例の検討

（議会基本条例についての調査研究後、制定するか否かを含め検討）

### Ⅲ 協議結果

#### 1 予算・決算審査特別委員会の5分科会審査の検証と評価

検証と評価を行った結果、財政局を他局等に先行して審査することは行わず、5分科会審査を次のとおり隔日開催方式により実施することを決定した（平成29年第1回定例会の予算審査特別委員会の5分科会審査から実施）。

1日目	総務分科会・保健消防分科会
2日目	環境経済分科会・教育未来分科会・都市建設分科会
3日目	総務分科会・保健消防分科会
4日目	環境経済分科会・教育未来分科会・都市建設分科会

#### 2 常任委員会の機能強化

##### (1) 常任委員会の開催方法の見直し

現状どおり同時開催とすることを決定した。

なお、今後、検討の必要性が生じた場合には、改めて協議することもよしとした。

##### (2) 所管事務調査の充実（閉会中審査の充実）

「年間調査テーマの設定の考え方」については、設定するか否かにかかわらず、所管事務調査にこれまで以上に積極的に取り組んでいくこととした。

「調査に当たってのルールの必要性」については、「所管事務調査の実施に当たっての対応の申し合わせ事項」として決定した。

<申し合わせ事項>

- ① 外部諸団体や学識経験者等を招へいしたい場合には、委員会内で十分協議して、開催を決定する。
- ② 当局からの行政報告や緊急性を要する内容の場合には、迅速かつ円滑に開催できるよう、正副委員長の協議により開催を決定する。

##### (3) 議員（委員）間討議の導入の検討

平成26年7月の議会改革推進協議会で策定した「千葉市議会政策形成基本フロー」（P16【資料編】千葉市議会政策形成基本フロー）において、政策立案時に議員間討議を実施して、議論を深めて条例案を作成することとなっている。更なる充実を図るため、今回策定した千葉市議会基本条例案の第10条第2項においても、委員会において活発な委員間討議を行うことを定めた。

これらにより、今後とも議員（委員）間討議を実施していくべきとの結論とした。

#### （４）定例会の会期の早期決定

本市議会の会期は、一般質問の開催日数が開会の直前まで決められないことから、会期の末日が定められず、会期の早期決定ができない状況になっている。

そこで、一般質問の開催日数は、４日間とすることを、第２回定例会から１年間試行し検証することを決定した。

なお、試行に当たっての詳細事項は、今後、幹事長会議において、代表質問（質疑）の持ち時間を含めて協議を進めることを合意した。

### ３ 委員会中継の検討

庁舎の建替えの検討が進められている中で、それに合わせて委員会中継の実施を検討することとし、今後は幹事長会議で議論することを決定した。

### ４ 反問権の検討

現状、答弁者は質疑・一般質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる（注１）

これ以外に、答弁者が議員の発議や議員提案に対して反論することができる権利については、現時点では認めないことを決定した。

※ 注１ 議会先例 175・196（平成２２年９月１７日幹事長会議）

### ５ 議会基本条例の検討

千葉市議会基本条例案（P 17【資料編】千葉市議会基本条例（案））を策定し、平成２９年第１回定例会に議会運営委員会からの発議により上程することを決定した。

※ 条例案は、同定例会において平成２９年３月１５日に全会一致で可決され、同月２１日に公布された（同年４月１日から施行）。

## IV 協議概要

平成２７年９月・１０月に、全議員を対象とする３回の勉強会を開催し、議会改革の考え方等についての学識経験者による講演や、他自治体の先進事例と本市議会の現状について、議会事務局からの報告を聴取し、議会改革や本市議会の現状について理解を深めた。

その後、課題の洗い出しを行い、平成27年11月に、前記の5つの協議項目を決定し、協議に入った。

## 1 予算・決算審査特別委員会の5分科会審査の検証と評価

(1) 平成27年12月から協議を開始した。平成25年第3回定例会から実施している5分科会による審査を継続することは了承されたが、財政局を他局等に先行して審査することを継続するか否かが議論となった。

(2) 平成28年2月に、委員長から「財政局の先行審査を中止し、5分科会を2グループに分けて別々の日に分散して開催する方式を、予算議会（第1回定例会）と決算議会（第3回定例会）において試行した後に検証して結論を出す」との案が示され、了承された。

平成28年第1回定例会では、次のとおり2グループによる連日開催方式で試行した。

1日目・2日目	総務分科会・保健消防分科会
3日目・4日目	環境経済分科会・教育未来分科会・都市建設分科会

平成28年第3回定例会では、次のとおり2グループによる隔日開催方式で試行した。

1日目	総務分科会・保健消防分科会
2日目	環境経済分科会・教育未来分科会・都市建設分科会
3日目	総務分科会・保健消防分科会
4日目	環境経済分科会・教育未来分科会・都市建設分科会

(3) 上記のとおり試行後に検証を行った。

(P24【資料編】予算・決算特委分科会審査時間等(H23～H28決特)、P25【資料編】平成28年予算・決算特委分科会分散開催状況)

財政局の先行審査については、「財政の総括的な考えが代表質疑で十分に聞ける」「議論の深まりが感じられない」などの理由により、不要とする意見が出される一方、「全議員が財政全体を認識するためには、実施が望ましい」との意見が出された。

また、分散しての開催については、「委員会中継を実施していない現状では、傍聴人のためにも望ましい」「少数会派の委員外議員の発言が可能になり、議員の傍聴もできる」などの意見が出される一方、「集中して審査できる」「議論の深まりが感じられない」などの理由により同時開催が望ましいとの意見が出された。いずれも意見が拮抗して平行線となった。

(4) 平成28年12月に、委員長から「財政局の先行審査は、実施せず、分科会は、分散

開催とする」との最終案が示され、了承された。その後の協議の中で、2グループによる隔日開催方式で、平成29年第1回定例会の予算審査特別委員会の5分科会審査から実施することを決定した。

## 2 常任委員会の機能強化

平成27年12月に、政令市の「常任委員会の開催状況」「閉会中における審査状況」「委員会における議員間討議の状況」(P26【資料編】常任委員会の機能強化(政令市の状況))を調査した。

平成28年3月・4月に、常任委員会の機能強化については、「常任委員会の開催方法の見直し」「所管事務調査の充実」「議員(委員)間討議の導入の検討」「定例会の会期の早期決定」「委員会中継」の5項目について協議することを決定した。

### (1) 常任委員会の開催方法の見直し

① 平成28年6月・7月に、政令市の常任委員会の開催方法の状況を調査し、検討を進めた。その後、予算・決算審査特別委員会の5分科会審査の検証後、その結果を踏まえて、協議することとした。

② 平成29年1月に、協議を再開し、常任委員会の開催方法について、現状どおりの同時開催か、予算・決算審査特別委員会の5分科会審査と同様の分散開催かの協議を行った。

「現状、特に問題はない」として同時開催をする意見が出される一方、「委員会中継を実施していない現状では、市民が傍聴できる機会を設け、また議員が他の委員会を傍聴できるようになる」「議案の所管が複数局にわたるときは、説明員が出席しやすく、充実した審査ができる」などの理由により、分散開催が望ましいとの意見が出され、議論が平行線となった。

③ 平成29年2月に、委員長から「開催方法は、現状どおり同時開催とする」との提案が示され、了承された。

なお、今後、検討の必要性が生じた場合には、改めて協議することもよしとした。

### (2) 所管事務調査の充実(閉会中審査の充実)

① 平成28年6月に、政令市や先進市の常任委員会の所管事務調査の状況を調査した後、協議を進めた。

② 平成28年7月に、委員長が今後の協議のポイントを「年間調査テーマの設定の考

え方」と「調査に当たってのルール必要性」に絞った。

③ 平成28年8月に、これまでの意見を踏まえた委員長の考えが示された。

ア 年間調査テーマの設定については、第2回定例会の委員改選後に開催される委員会において設定するか否かを協議し決定する。テーマの提案は、委員長又は委員のいずれからでもよしとする柔軟な取扱いとする。この結果、年間調査テーマを設定する委員会と、それを設定せず、適宜、必要に応じて所管事務調査を実施していく委員会に分かれるが、委員会の自主性に任せる。

いずれにせよ、委員長の主導により協議し、所管事務調査にこれまで以上に自主性を持ち積極的に取り組んでいくことが重要である。

イ 今後、所管事務調査の実施にあたり、委員会ごとに対応が異なることを避けるため、最低限のルールとして次の2点を決定事項とする。

(ア) 外部諸団体や学識経験者等を招へいする場合は、委員会内で十分協議して開催を決定する。

(イ) 当局からの行政報告や緊急性を要する事案である場合は、迅速かつ円滑に開催できるよう、正副委員長の協議により開催を決定する。

④ 「年間調査テーマの設定の考え方」については、設定するか否かにかかわらず、所管事務調査にこれまで以上に積極的に取り組んでいくこととした。

「調査に当たってのルール必要性」については、「ルール化してしまうと義務的になり柔軟性に欠けることになる」という意見が出される一方、「運用が上手くいくように明文化すべき」「ルールというより確認事項として捉えている」「今まで行われてきたことを明文化したという認識である」などとする意見が出されたため、平成28年9月の協議において、「所管事務調査の実施に当たっての対応の申し合わせ事項」として決定した。

### (3) 議員（委員）間討議の導入の検討

① 平成27年12月に、政令市の議員（委員）間討議の実施状況を調査した後、協議を進めた。

② 平成28年12月に、協議の結果、今後も既に策定済みの「千葉市議会政策形成基本フロー」や今回策定した千葉市議会基本条例案の第10条第2項に定めるところにより、議員（委員）間討議を実施していくべきとの結論を得た。

#### (4) 定例会の会期の早期決定

① 本市議会の会期は、一般質問の開催日数が開会の直前まで決められないことから、会期の末日が定められず、会期の早期決定ができない状況になっている。

そこで、平成29年1月に、政令市と千葉県の会期の決定状況と一般質問の取扱い（P27【資料編】会期の確定状況と一般質問の取扱いについて）を調査した後、協議を進めた。

② 平成29年2月に、委員長から会期の早期決定を目的に一般質問の開催日数を決定するため、「一般質問は、議員個人の権利であり、質問時間は各議員平等とすべきことから、現在の個人の配分時間20分を基本にして、開催日数を4日間とする」とのたたき台案（P29【資料編】会期の早期決定のための一般質問の見直し例について）が示され、第2回定例会から1年間試行し検証することについて提案があった。

たたき台案に概ね賛成とする意見と、持ち帰りとする意見があったが、最終的に、持ち帰りとしていた会派から、「議員の質問時間が削減されないことを前提に賛成する」との意見があり、委員長のたたき台案の試行を決定した。

試行にあたっての意見交換の中では、「半年の2回の定例会で試行し、検証してもいいのではないか」という意見や、「各議員に平等に与えられた時間（1人20分）を会派内での他の議員に譲ることができるが疑問である。試行する中で取り扱いの変更も検討していくべき」などの意見が出された。

なお、試行にあたっての試行の詳細事項は、今後、幹事長会議において、代表質問（質疑）の持ち時間を含めて、今後、協議を進めることを合意した。

### 3 委員会中継の検討

(1) 「常任委員会を同時開催するのであれば、委員会中継を実施すべき」「庁舎建替え時に中継設備を整え、委員会中継を実施してはどうか」といった意見を踏まえ、平成27年12月から28年2月まで、政令市の委員会中継の実施状況やその方式ごとの特性・経費など（P30【資料編】委員会等のインターネット中継 政令市の実施状況）について、調査・検討を行った。

その結果、委員会の開催方法（同時開催・分散開催）によって委員会中継の実施やその方式が左右されることから、常任委員会の機能強化のためにその開催方法を議論する中で、合わせて委員会中継についても検討することとし、協議を一時中断した。

- (2) 平成29年1月に、常任委員会の開催方法を検討していく中で、協議を再開した。委員会の開催方法と新たな設備投資、庁舎建替えが密接に関係している中で、まずは簡易で経費のかからない音声による中継を実施してはどうかとの意見があった。
- (3) 平成29年2月に協議の結果、庁舎の建替えの検討が進められている中で、それに合わせて委員会中継の実施を検討することとし、今後は幹事長会議で議論することを決定した。

#### 4 反問権の検討

- (1) 平成27年12月から28年3月まで、政令市や先進市における、いわゆる反問権（答弁者が議員の発議や議員提案に対して反論することができる権利）の導入状況（P31【資料編】反問権（反論権））を調査した後、協議を進めた。
- (2) 議会基本条例に盛り込む条項を議論する中で検討を進めることとなり、「議会運営上困った問題は生じていないので、反論権まで認める必要はない。議員発議や議員提案には、必要があれば、市長が議員に対し通告制で質疑できるようにすればよい」との意見が出される一方、「議論を深めるためには、当局が反論できることが重要である」との意見が出された。

平成28年12月に、協議の結果、現時点では反論権は認めないことを決定した。

なお、先例に定める答弁者から議員に対する趣旨確認を行うことができることについては、千葉市議会基本条例案の第11条第2項に盛り込むこととなった。

#### 5 議会基本条例の検討

- (1) 平成27年12月から28年2月まで、議会基本条例の概要及び政令市の制定状況等について調査を行った。先に他の協議事項の検討を進めた後、平成28年7月に正副委員長からたたき台案を提示した。

その後、平成28年9月に、全会一致を旨として、たたき台案に趣旨などを加えた資料（P32【資料編】千葉市議会基本条例（たたき台案）について）を基に協議を進めていくことが合意された。

- (2) 平成28年10月から12月まで、各会派から提出された修正意見（P39【資料編】千葉市議会基本条例たたき台案の修正意見等に関する各会派の意見整理表(取りまとめ)）について協議し、議会の機能強化のために必要な予算を確保することに関する条項をた

たき台案に追加することが全会一致で了承された。

- (3) 平成29年1月に、条例案を議会ホームページにおいて公表し、平成29年第1回定例会の最終日に、議会運営委員会からの発議により上程することを決定した。

なお、条例案は、次のとおりである。

#### <制定の趣旨>

- ① 本市議会は、平成20年9月に設置した議会改革検討協議会を初めとして、これまで数次にわたり推進のための組織を設置し、議会改革に精力的に取り組んできた。

その中で、「基本理念」の決定や、質問方式の見直し、政治倫理条例・政務活動費の交付に関する条例や議員定数・議員報酬の検討、大規模災害対策指針や政策形成基本フローの策定など、様々な分野にわたり議論し、数多くの重要な成果を着実に積み重ねてきており、それを数次の報告として取りまとめて市民に情報発信してきた。

- ② 本市議会が目指す市民に開かれた議会を実現するためには、これまでの議会改革の取組の成果を、現時点ですべからく取りまとめて体系的に整理し見える化して、市民に分かりやすい形で提示し、市民の理解を深める必要がある。そして今後も、市民の意見や社会情勢などの変化を踏まえ、時代のニーズに応じた議会改革に取り組んでいく必要がある。

- ③ また、本市議会がその機能の強化を図り、市民に開かれた公正かつ公平な議会運営を行うためには、これまでの議会改革の取組を踏まえ、既存の議会関係の法令や例規に加えて、議会運営の理念やそれを具体化する制度、原則を定めておくことが必要である。

- ④ そこで、これまでの議会改革の取組の成果を分かりやすく市民に提示し確かなものとするとともに、二元代表制の一翼を担う本市議会及び本市議会議員の役割等を明らかにし、議会及び議員に必要な理念や制度、原則などを定めることにより、本市議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に取り組むため、議会基本条例を制定する。

なお、制定後の条例は、本市議会の最高規範となり、議会関係の法令や例規の解釈運用の基準として、今後の議会運営を導く根本的な指針となる。

#### <条例案の概要>

前文を置いて条例の制定の背景や議会の決意等を明らかにした上で、総則として、条例の目的（第1条）、基本理念（第2条）を定めた後、

- ・ 議会及び議員の役割（第3条）及び活動原則（第4条～第6条）
- ・ 議会運営（第7条～第11条）
- ・ 市民と議会との関係（第12条～第14条）
- ・ 議会と市長等との関係（第15条～第19条）
- ・ 議会の機能強化（第20条～第25条）
- ・ 議員の定数及び議員報酬等（第26条～第27条）

の6つの分野に分けて、これまでの議会改革の取組の成果を可能な限り盛り込んで、それぞれの理念や、それを具体化する制度、原則などを定めるほか、末尾に条例の最高規範性（第28条）及び見直し等（第29条）について定めた。

条例案の全文は、（P17【資料編】千葉県議会基本条例（案））のとおり。

※ 条例案は、平成29年3月15日の本会議に上程され、全会一致で可決され、同月21日に公布された（同年4月1日から施行）。

## V 議会改革協議会の開催日及び主な協議事項

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成27年7月27日	協議会の運営について
第2回	平成27年9月3日	第1回勉強会（講師：中央大学教授 佐々木信夫氏）
第3回	平成27年9月28日	第2回勉強会 （講師：前全国市議会議長会調査広報部 植田義隆氏）
第4回	平成27年10月13日	第3回勉強会
第5回	平成27年10月30日	今後の協議事項について
第6回	平成27年11月17日	今後の協議事項について
第7回	平成27年11月24日	今後の協議事項について
第8回	平成27年12月3日	予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について 常任委員会の機能強化について 反問権の検討について 委員会中継の検討について
第9回	平成27年12月14日	予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について 反問権の検討について 委員会中継の検討について 議会基本条例の検討について

第10回	平成28年1月14日	予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について 反問権の検討について 委員会中継の検討について 議会基本条例の検討について
第11回	平成28年2月4日	予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について 反問権の検討について 委員会中継の検討について 議会基本条例の検討について
第12回	平成28年3月14日	反問権の検討について 常任委員会の機能強化について
第13回	平成28年4月22日	常任委員会の機能強化について
第14回	平成28年6月3日	常任委員会の機能強化について
第15回	平成28年7月4日	常任委員会の機能強化について
第16回	平成28年8月10日	常任委員会の機能強化について 議会基本条例の検討について
第17回	平成28年9月15日	常任委員会の機能強化について 議会基本条例の検討について
第18回	平成28年10月17日	議会基本条例の検討について 今後の協議項目について
第19回	平成28年11月18日	議会基本条例の検討について 予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について
第20回	平成28年12月1日	議会基本条例の検討について 予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について
第21回	平成28年12月9日	議会基本条例の検討について 予算・決算審査特別委員会5分科会審査の開催について 反問権について 議員（委員）間討議について
第22回	平成29年1月30日	常任委員会の機能強化について 定例会の会期の早期決定について 議会基本条例の検討について
第23回	平成29年2月13日	常任委員会の機能強化について 定例会の会期の早期決定について
第24回	平成29年2月24日	定例会の会期の早期決定について
第25回	平成29年3月16日	協議会報告書案について

## 資料編目次

### 【資料編】

1	千葉県議会改革協議会設置要綱	13
2	委員名簿	15
3	千葉県議会政策形成基本フロー	16
4	千葉県議会基本条例（案）	17
5	予算・決算特委分科会審査時間等（H23 決特～28 決特）	24
6	H28 年予算・決算委分科会分散開催状況	25
7	常任委員会の機能強化（政令市の状況）	26
8	会期の確定状況と一般質問の取扱いについて	27
9	会期の早期決定のための一般質問の見直し例について	29
10	委員会等のインターネット中継 政令市の実施状況	30
11	反問権（反論権）	31
12	千葉県議会基本条例（たたき台案）について	32
13	千葉県議会基本条例たたき台案の修正意見等に関する各会派の 意見整理表（取りまとめ）	39

## 千葉県議会改革協議会設置要綱

### (目的及び設置)

**第1条** 本市議会は、これまで議会改革を推進してきたが、本市議会の現状をしっかりと評価した上で、そのあるべき姿と課題を協議・検討し議会改革の一層の推進を図るため、議会改革協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議・検討事項)

**第2条** 協議会は、議会の運営など委員長が必要と認める事項について協議・検討する。

### (組織の構成等)

**第3条** 協議会の委員は、議長、副議長及び交渉団体の会派から議会運営委員会の構成に準じて選出するものとする。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

### (会議)

**第4条** 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は議長が、副委員長は副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

7 協議会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

8 協議会の決定にあたっては、議論を尽くし、会派間・議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

### (部会等)

**第5条** 委員長は、協議・検討等にかかる専門的事項を協議・検討させるため、協議会に部会等を置くことができる。

**(記録)**

**第6条** 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、ホームページ等に掲載し、情報提供するものとする。

**(協議結果の報告)**

**第7条** 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

**(設置期間)**

**第8条** 協議会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成29年3月31日までとする。

**(その他)**

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

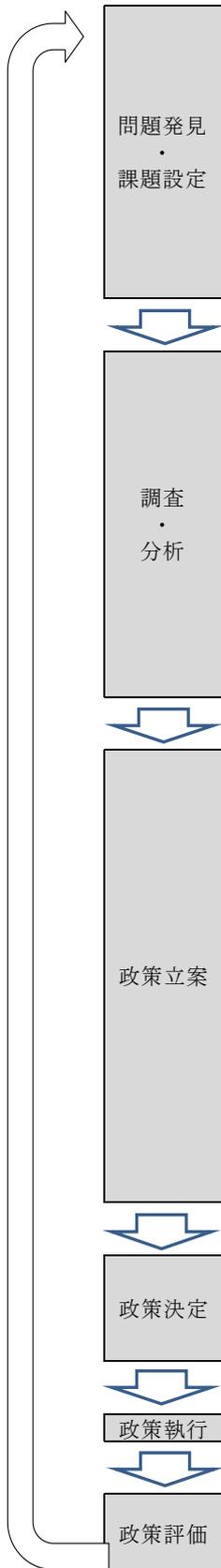
## 委員名簿

H27. 7. 3～H29. 3. 31

	委員名	備考
委員長	向 後 保 雄	議 長
副委員長	白 鳥 誠	副議長
自由民主党 千葉県議会議員団	植 草 毅	
	岩 井 雅 夫	
	小松崎 文 嘉 (～H28. 5. 17)	幹事長
	松 坂 吉 則 (H28. 5. 18～)	
	小 川 智 之	
未来民進ちば	麻 生 紀 雄	
	段 木 和 彦 (～H28. 6. 23)	幹事長 (～H28. 4. 14)
	三 瓶 輝 枝 (H28. 6. 24～)	
	山 本 直 史	幹事長 (H28. 4. 15～)
公明党 千葉県議会議員団	近 藤 千鶴子	幹事長
	村 尾 伊佐夫	
日本共産党 千葉県議会議員団	中 村 公 江	
	福 永 洋	幹事長

一般的な  
政策形成フロー

# 千葉県議会政策形成基本フロー



○ 市民意見の聴取(請願・陳情、市民からの相談、意見交換会)



○ 議員(会派)からの問題提起



○ 幹事長会議で、この後の協議先等を確認



※政策条例作成の場合

○ 常任委員会((仮称)政策条例検討会)の開催



調査課と執行部で協議調整

○ 所管事務調査  
他市の実態調査  
利害関係者や学識経験者の意見聴取  
市民意見の聴取(報告会・公聴会・意見交換会・アンケート調査)



○ 達成手段の決定



※政策条例作成の場合

○ 小委員会で条例案の骨子作成



○ 議員間討議(議員主体)で条例案の作成



○ 市民意見の聴取(パブリックコメント・意見交換会)



○ 小委員会で市民意見の対応を検討



○ 議員間討議で条例案・市民意見に対する回答等の確定



○ 発議上程 ⇒ 採決



○ 議決機関としての責任を整理・確認・検証  
反映状況を所管事務調査(モニタリングするため常任委員会で継続事項とする。)  
予算編成への取組みや決算状況等を監視・評価

## 千葉市議会基本条例（案）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 議会の役割及び活動原則（第3条）

#### 第3章 議員の役割及び活動原則（第4条—第6条）

#### 第4章 議会運営（第7条—第11条）

#### 第5章 市民と議会との関係（第12条—第14条）

#### 第6章 議会と市長等との関係（第15条—第19条）

#### 第7章 議会の機能強化（第20条—第25条）

#### 第8章 議員の定数及び議員報酬等（第26条・第27条）

#### 第9章 補則（第28条・第29条）

#### 附則

地方自治の原点である「地域の問題は、住民が自らの判断と責任で決定し、処理する」という基本的な考え方の下、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会は、同じく選挙で選ばれた地方自治体の長と独立かつ対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等かつ協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、市長その他の執行機関の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価に加え、政策の立案及び提言に積極的に取り組むことにより、市民生活及び市民福祉の向上並びに市勢の発展に寄与していかなければならない。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に千葉市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、千葉市議会の歴史と伝統に基づき、少数意見を尊重するほか、会派間及び議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公正かつ公平な議会運営に努めていかなければならない。

よって、千葉市議会は、これまでの議会改革の成果を確かなものとするとともに、市民と市長その他の執行機関との関係において、千葉市議会及び千葉市議会議員が果たすべき役割等を明らかにし、市民の負託にこたえる議会のあり方を追求することにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のため、更なる取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、二元代表制の一翼を担う千葉市議会（以下「議会」という。）及び千葉市議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会及び議員に関する必要な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

**第2条** 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と独立かつ対等の関係にある合議制の議事機関であり、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。

## 第2章 議会の役割及び活動原則

**第3条** 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願、陳情等（以下「議案等」という。）の審議及び審査を行い、これらを議決すること。
- (2) 市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議を行うことにより、議会の意思を表明すること。

**2** 議会は、前項に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を十分に把握した上で、公正かつ公平な審議、審査等をし、意思決定を行うこと。
- (2) 市民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の負託にこたえる議会のあり方を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

## 第3章 議員の役割及び活動原則

### (議員の役割及び活動原則)

**第4条** 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者であるとともに、議会を構成する者として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とし、次に掲げる原則に

基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、公正かつ誠実に職務を執行すること。
- (2) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員間の討議を活発に行うなどにより、十分な審議、審査等を尽くすこと。
- (3) 自らの議会活動及び議会の意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。
- (4) 不断の研さんにより自らの資質の向上を図ること。

#### (政治倫理)

**第5条** 議員は、市民の負託にこたえるため、市民全体の代表者として市政に携わる自らの権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める。

#### (会派)

**第6条** 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 議案等の審議及び審査並びに政策の立案及び提言のための調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。

### 第4章 議会運営

#### (議会運営に関する原則)

**第7条** 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則に基づき民主的で円滑な運営に努めるものとする。

#### (議長及び副議長)

**第8条** 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平にその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

#### (会期)

**第9条** 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的に活動するため、十

分に審議、審査等を尽くせる会期を確保するものとする。

#### **(委員会)**

**第10条** 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を的確かつ迅速に行うものとする。

**2** 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における活発な討議等を通じて、その部門に属する市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

#### **(質疑又は質問)**

**第11条** 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、論点を明らかにして行うものとする。

**2** 市長等は、質疑又は質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。

**3** 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質疑（質問）方式又は一問一答方式を選択することができる。ただし、代表質疑又は代表質問を行うに当たっては、一括質疑（質問）方式によるものとする。

### 第5章 市民と議会との関係

#### **(市民との関係)**

**第12条** 議会は、市民の多様な意見等を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会の充実を図るものとする。

**2** 議会は、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施するものとする。

**3** 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。

#### **(広報及び広聴の充実)**

**第13条** 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、多様な手段を用いて、議会活動に関する広報及び広聴の充実を努めるものとする。

#### **(会議等の公開)**

**第14条** 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

**2** 議会は、会議の日程、議題等を事前に市民に周知し、会議で用いた資料を積極的に公開する

とともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。

- 3** 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程及び結果を明らかにするものとする。

## 第6章 議会と市長等との関係

### (市長等との関係)

- 第15条** 議会は、二元代表制の下、市長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

### (議決事件の追加)

- 第16条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。）及び基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。）の策定、変更又は廃止とする。

### (議会への説明等)

- 第17条** 市長等は、予算を調製し、又は計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

- 2** 市長等は、議会又は議員から市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

### (監視及び評価)

- 第18条** 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の政策の決定及び事務の執行が適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

### (政策の立案等)

- 第19条** 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

## 第7章 議会の機能強化

### (議会の機能強化)

- 第20条** 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案

及び提言に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

#### **(専門的知見の活用)**

**第 2 1 条** 議会は、議案等の審議及び審査の充実、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第 1 0 0 条の 2 の規定に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用するものとする。

#### **(他の指定都市の議会との連携等)**

**第 2 2 条** 議会は、大都市に特有の課題の解決に資するため、他の指定都市（法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市をいう。）の議会との連携、情報交換等を推進するものとする。

#### **(政務活動費)**

**第 2 3 条** 会派及び議員は、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を行い、議会の機能強化に努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定める。

#### **(災害対応)**

**第 2 4 条** 議会及び議員は、大規模災害の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して迅速かつ機動的な対応を図るものとする。

#### **(議会事務局等の強化)**

**第 2 5 条** 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。

### **第 8 章 議員の定数及び議員報酬等**

#### **(議員の定数)**

**第 2 6 条** 議員の定数については、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能を確保するとともに、市民の多様な意見等を市政に反映させるために必要な議員数を考慮し、別に条例で定める。

#### **(議員報酬等)**

**第 2 7 条** 議員報酬及び期末手当については、複雑高度化する市政の課題等に対し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能

を十分に発揮できるようにするとともに、多様な分野の幅広い知識と経験を有する人材が議員として活躍できるための環境を整備するという視点を踏まえ、別に条例で定める。

## 第9章 補則

### (他の条例等との関係)

**第28条** 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないものとする。

### (検討)

**第29条** 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

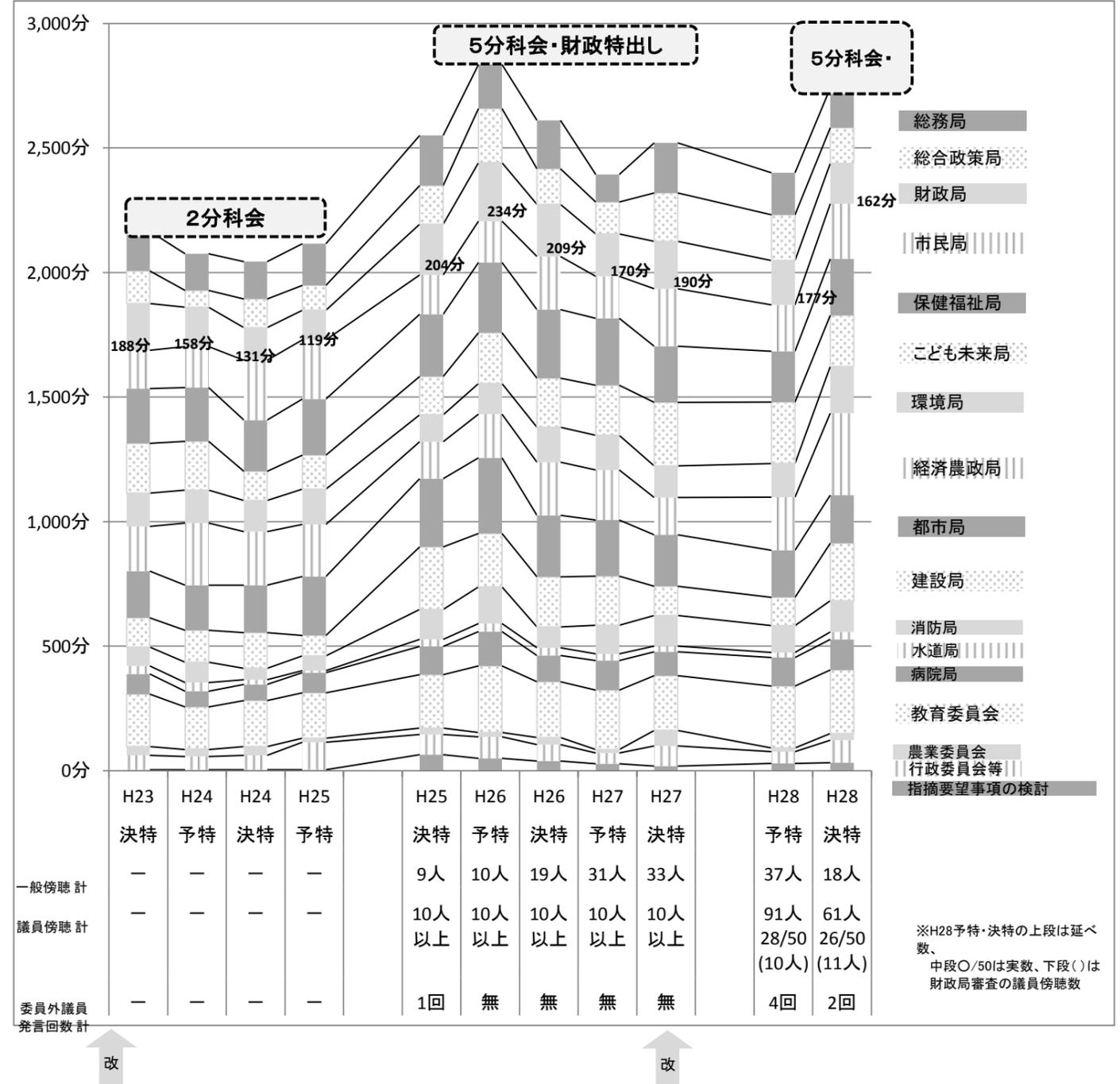
(千葉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

2 千葉市議会の議決すべき事件に関する条例(平成22年千葉市条例第84号)は、廃止する。

# 予算・決算特委分科会審査時間等(H23決特～H28決特)

局名	2分科会平均 審査時間 (H23決特～ H25予特)	5分科会(財政 特出し)平均 審査時間 (H25決特～ H27決特)	5分科会(分散 開催)平均 審査時間 (H28予特・ H28決特)
※( )は、議員1人当たりの平均審査時間			
総務局	155.5分 ( 5.8分)	176.8分 ( 16.4分)	164.0分 ( 16.4分)
総合政策局	103.5分 ( 3.8分)	167.8分 ( 15.5分)	164.0分 ( 16.4分)
財政局	149.0分 ( 5.5分)	201.4分 ( 18.6分)	169.5分 ( 17.0分)
市民局	199.0分 ( 7.4分)	187.4分 ( 17.4分)	204.0分 ( 20.4分)
保健福祉局	217.0分 ( 8.0分)	260.2分 ( 24.1分)	215.0分 ( 21.5分)
こども未来局	162.0分 ( 6.0分)	202.2分 ( 18.7分)	226.5分 ( 22.7分)
環境局	133.0分 ( 4.9分)	127.2分 ( 11.8分)	161.0分 ( 16.1分)
経済農政局	213.3分 ( 7.9分)	177.8分 ( 16.5分)	271.0分 ( 27.1分)
都市局	199.0分 ( 7.4分)	251.2分 ( 23.3分)	191.5分 ( 19.2分)
建設局	118.0分 ( 4.4分)	196.4分 ( 18.2分)	171.5分 ( 17.2分)
消防局	65.3分 ( 2.4分)	117.2分 ( 10.9分)	117.0分 ( 11.7分)
水道局	23.8分 ( 0.9分)	29.0分 ( 2.7分)	25.0分 ( 2.5分)
病院局	72.5分 ( 2.7分)	114.0分 ( 10.6分)	119.0分 ( 11.9分)
教育委員会	186.8分 ( 6.9分)	233.0分 ( 21.6分)	251.5分 ( 25.2分)
農業委員会	28.8分 ( 1.1分)	29.2分 ( 2.7分)	21.5分 ( 2.2分)
行政委員会等	70.0分 ( 2.6分)	71.4分 ( 6.6分)	68.5分 ( 6.9分)
指摘要望事項の検討 (※合計時は、2倍、5倍)	2.0分 ( 0.0分)	8.0分 ( 0.2分)	6.1分 ( 0.1分)
合計 (議員1人当たりの平均審査時間)	2,100.3分 ( 38.9分)	2,582.4分 ( 48.5分)	2,571.0分 ( 51.4分)

※議員数 54人 ※議員数平均 53.2人 ※議員数 50人



※H28予特・決特の上段は延べ数、中段○/50は実数、下段( )は財政局審査の議員傍聴数

## 【参考】2分科会・5分科会審査の開催方法等の比較

	2分科会(平成4年～平成25年予算特委)	5分科会(平成25年決算特委～)
開催方法	2分科会を同時開催し、3日間にわたり局別審査を実施	・H25決特～H27決特：1日目は財政局審査、2・3日目は5分科会同時開催審査、4日目は5分科会同時開催で指摘要望事項を協議 ・H28予特～H28決特：1～4日目は5分科会を2分科会、3分科会の2グループにわけて4日間にわたり分散開催、5日目は5分科会同時開催で指摘要望事項を協議
質問方法	原則各局毎に1会派2人以内で行い、質問回数は3回、質問時間の制限はない。	発言時間は、1審査(1局)で一括質問、一問一答方式ともに答弁を含め45分を目安とする。
指摘要望事項数	原則1分科会3項目とし計6項目	原則1分科会2項目とし計10項目

平成28年予算特委分科会分散開催状況

各分科会審査時間等

(2グループが連日開催 A A B B)

1日目 総務分科会(財政局、総務局)  
保健消防分科会(保健福祉局)

2日目 総務分科会(総合政策局、行政委員会等)  
保健消防分科会(消防局、病院局)

3日目 環境経済分科会(市民局・区役所、環境局)  
教育未来分科会(こども未来局)  
都市建設分科会(都市局)

4日目 環境経済分科会(経済農政局、農業委員会)  
教育未来分科会(教育委員会)  
都市建設分科会(建設局、水道局)

開催日	分科会名	所管局名	場所	審査時間	一般傍聴人数	議員傍聴人数	委員外議員発言
H28.3.2(水)	総務分科会	財政局	第1委員会室	177分	3人	10人	無
"	"	総務局	"	169分		8人	無
"	保健消防分科会	保健福祉局	第2委員会室	204分	4人	9人	無
計				550分	7人	27人	無
H28.3.3(木)	総務分科会	総合政策局	第1委員会室	184分	3人	9人	無
"	"	行政委員会等	"	47分		7人	無
"	保健消防分科会	消防局	第2委員会室	108分	4人	3人	無
"	"	病院局	"	115分		4人	無
計				454分	7人	23人	無
H28.3.4(金)	環境経済分科会	市民局・区役所	第1委員会室	187分	3人	4人	有
"	"	環境局	"	135分		4人	無
H28.3.4(金)	教育未来分科会	こども未来局	第3委員会室	247分	4人	7人	有
"	"	都市局	第2委員会室	189分	4人	5人	無
計				758分	11人	20人	2回
H28.3.7(月)	環境経済分科会	経済農政局	第1委員会室	213分	3人	8人	有
"	"	農業委員会	"	16分		3人	無
"	教育未来分科会	教育委員会	第3委員会室	248分	7人	8人	有
"	都市建設分科会	建設局	第2委員会室	113分	2人	1人	無
"	"	水道局	"	20分		1人	無
計				610分	12人	21人	2回

平成28年決算特委分科会分散開催状況

各分科会審査時間等

(2グループが隔日開催 A B A B)

1日目 総務分科会(財政局、総務局)  
保健消防分科会(保健福祉局)

2日目 環境経済分科会(市民局・区役所、環境局)  
教育未来分科会(こども未来局)  
都市建設分科会(都市局)

3日目 総務分科会(総合政策局、行政委員会等)  
保健消防分科会(消防局、病院局)

4日目 環境経済分科会(経済農政局、農業委員会)  
教育未来分科会(教育委員会)  
都市建設分科会(建設局、水道局)

開催日	分科会名	所管局名	場所	審査時間	一般傍聴人数	議員傍聴人数	委員外議員発言
H28.9.16(金)	総務分科会	財政局	第1委員会室	162分	3人	11人	無
H28.9.16(金)	総務分科会	総務局	第1委員会室	159分		1人	無
H28.9.16(金)	保健消防分科会	保健福祉局	第2委員会室	226分	1人	4人	無
計				547分	4人	16人	無
H28.9.20(火)	環境経済分科会	市民局・区役所	第1委員会室	221分	2人	6人	無
H28.9.20(火)	環境経済分科会	環境局	第1委員会室	187分		3人	無
H28.9.20(火)	教育未来分科会	こども未来局	第3委員会室	206分	1人	4人	無
H28.9.20(火)	都市建設分科会	都市局	第2委員会室	194分	1人	3人	無
計				808分	4人	16人	無
H28.9.21(水)	総務分科会	総合政策局	第1委員会室	144分	1人	4人	無
H28.9.21(水)	総務分科会	行政委員会等	第1委員会室	90分		0人	無
H28.9.21(水)	保健消防分科会	消防局	第2委員会室	126分	2人	6人	無
H28.9.21(水)	保健消防分科会	病院局	第2委員会室	123分		2人	無
計				483分	3人	12人	無
H28.9.23(金)	環境経済分科会	経済農政局	第1委員会室	329分	3人	5人	有
H28.9.23(金)	環境経済分科会	農業委員会	第1委員会室	27分		1人	無
H28.9.23(金)	教育未来分科会	教育委員会	第3委員会室	255分	2人	6人	無
H28.9.23(金)	都市建設分科会	建設局	第2委員会室	230分	2人	3人	有
H28.9.23(金)	都市建設分科会	水道局	第2委員会室	30分		2人	無
計				871分	7人	17人	2回

## 常任委員会の機能強化(政令市の状況)

市名	委員会数	同時・分散開催等	平成26年度 閉会中審査 実施日数	①本会議、②常任委員会、③特別委員会、④議会運営委員会での 議員間討議の実施の有無等	
札幌市	6委員会	同時開催 ・会期中に1日の日程	15日	無	・議会基本条例に関連規定あり。
仙台市	5委員会	同時開催 ・会期中に2日間の日程	36日 (協議会の 開催含む)	無	
さいたま市	6委員会 (予算委員会 含む)	同時開催 ・(予算委員会以外)会期中に2日間の日程、初日に議案説明・議案質疑、2日目に討論・採決 ・(予算委員会)会期中3日間開催	4日	無	・議会基本条例に関連規定あり。
千葉市	5委員会	同時開催 ・会期中に2日間の日程	4日	※	
川崎市	5委員会	同時開催 ・会期中に2日間の日程	116日	①本会議 ②常任委員会 ④議会運営委員会	・①で議員提出議案(意見書・決議を含む)の提案説明に対する質疑を行っている。 ・②③で制度化はしていないが行っている。 ・議会基本条例に関連規定あり。
横浜市	8委員会	分散開催 ・会期中に7日間の日程 ・同日中の開催時間をずらす対応有	8日	③特別委員会	・実施方法について決まりはないが、付議事件の調査・研究を目的として委員間の意見交換が行われている。 ・議会基本条例に関連規定あり。
相模原市	5委員会	分散開催 ・会期中に5日間の日程	0日 (通年議会 導入済)	無	・議会基本条例に関連規定あり。
新潟市	4委員会	同時開催 ・会期中に4日間の日程 ・初日及び2日目は説明聴取・質疑、3日目は請願・陳情審査、4日目は採決	0日	②常任委員会 ③特別委員会	・②で(請願・陳情審査)所管課からの聞き取り後に議員間討議あり。 ・③で総合計画特別委員会では、分科会のテーマごとに議員間討議あり。 ・議会基本条例に規定あり。
静岡市	6委員会	分散開催 ・会期中に2日間の日程 ・1日に3委員会を開催 ・いずれも10時間開催	1日	無	・③④で案件により委員間討議を行うこともある。 ・議会基本条例に関連規定あり。
浜松市	5委員会	同時開催 ・会期中に2日間の日程 ・初日に所管事項の勉強会、2日目に議案審査 ・いずれも9時30分開催	8日	無	・議会基本条例に規定あり。
名古屋市	6委員会	同時開催 ・会期中に5日間の日程 ・初日及び2日目は局別の質疑、3日目及び4日目は前日までの質疑等を踏まえた総括質疑、5日目に採決	35日	②常任委員会 ③特別委員会 ④議会運営委員会	・②③で議案審査(議員提案を含む)、請願・陳情審査、所管事務調査及び付議事件審査における委員間討議は、各委員会の判断により実施する。 ・議会基本条例に関連規定あり。
京都市	5委員会	分散開催 ・会期中に3日間の日程 ・初日に3委員会、2日目に2委員会の付託議案審査、3日目に5委員会同時開催で討論終了	0日 (通年議会 導入済)	無	・市会改革推進委員会において、「現状でも委員長の議事整理権の下で議員間討議を充実させていくことは可能であり、できるところから積極的に取り組む。また、常任委員会において、基本条例の趣旨を十分に踏まえて議員間討議を積極的に進めていくこととする。」となった。 ・議会基本条例に関連規定あり。
大阪市	6委員会	分散開催 ・会期中に3日間の日程 ・1日に2委員会を開催	3日 (条例で定める 定例会 回数3回)	③特別委員会	・大都市・税財政制度特別委員会でのみ実施することができる(H23に2回開催したのみ)。 ・委員間討議を求める委員は、討議するテーマを提示して委員長に申し出る。委員長は、委員から委員間での討議の申し出があったとき、速やかに代表者会議を開き協議の上、委員間討議のテーマ、実施日程(テーマ説明日、委員間討議の日)を決定する。委員会において委員間討議を行う場合、代表者会議で了解の上、委員長は、討議に必要かつ最小限の関係理事者の出席を求めるものとする。委員の発言は、委員長の指名により行う。委員長は、広く委員が質疑し、意見を表明できるよう配慮する。なお、1人の委員の発言回数について制限するものではない。 ・議会基本条例に規定あり。
堺市	6委員会	分散開催 ・会期中に3日間の日程 ・1日に2委員会を開催	0日	②常任委員会 ③特別委員会	・各党派等において賛否が分かれる議案かどうかに関わらず、委員会開催日の2日前までに委員間討議の申し出を行うことを原則とし、活発な委員間討議を促すことから、最終的に委員間討議を実施しない結果になるとしても、重要と考える案件については、積極的に委員間討議の申し出を行うことを確認した。
神戸市	6委員会	分散開催 ・会期中に2日間の日程 ・1日に3委員会を開催	10日 (条例で定める 定例会 回数2回)	③特別委員会	・議会基本条例において、特に委員会について定めているが、制度としての取り決め等はない。 ・未来都市創造に関する特別委員会において、議員間討議を行った。ルールは特に定めていない。 ・議会基本条例に関連規定あり。
岡山市	6委員会	同時開催 ・会期中に3日間の日程 ・3日目は予備日	9日	②常任委員会 ④議会運営委員会	・②請願・陳情等の審査に際し、議員間討議を実施したことがある。委員長の指名により発言。 ・④執行部提出案件以外の議題(議会運営に関すること等)については、議員間討議を実施することがある。委員長の指名により発言。 ・議会基本条例に規定あり。
広島市	6委員会	分散開催 ・会期中に2日間の日程 ・1日に3委員会を開催	10日	※	
北九州市	6委員会	同時開催 ・会期中に2日間の日程	111日	②常任委員会 ④議会運営委員会	・委員長発議による。 ・議会基本条例に関連規定あり。
福岡市	5委員会	同時開催 ・会期中に2日間の日程	19日	※	
熊本市	7委員会 (予算決算委 員会含む)	同時開催 ・(予算委員会以外)会期中に1日の日程 ・(予算委員会)会期中に2日間の日程	2日	※	

## 会期の確定状況と一般質問の取扱いについて

No.	市名	事前確定	告示前に日程・閉会日の公表有無	一般質問の開催日数			持ち時間の形態	発言時間	質問者数
1	※ 札幌市	○	開会前の議運終了後	—	—	—	—	—	
2	仙台市	△	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	1人40分以内 ・交渉会派(5人以上) 基本時間10分+(10分×所属議員数) ※代表質疑と合わせた持ち時間 ・非交渉会派(4人以下) 基本時間2分+(10分×所属議員数)	人数制限なし
3	さいたま市	△	開会前の議運終了後	6・12月 各3日 9月 1日	各3日 1日	年間計7日間※	会派	1人30分以内(答弁含まず) 5分×所属議員数 ※9月定例会では、3日間の中で代表質問もしている関係で、一般質問の通告状況により、日数の変更があり得る。	人数制限なし
4	川崎市	○	閉会日	6・12月定例会(2回)	各4日	年間計8日間	個人	1人30分程度(答弁含む)	人数制限なし
5	横浜市	○	日程	定例会(4回)のうち、 予算議会を除く、各定例会	各1日	年間計3日間	会派	1日の審議時間(330分)を所属議員数を基に単純比例配分した時間 ※1人当たり約2.33分(答弁含まない) ※非交渉会派(4人以下)及び無所属議員は、他の定例会における予算関連質疑及び議案関連質疑も含めた年間の持ち時間	・交渉会派(5人以上) 所属議員数が10人まで2人 10人を超えるごとに1人を追加 ・非交渉会派及び無所属議員 1人
6	相模原市(通年)	○	日程	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	20分×質問者数(答弁含まない)	約半数(会派内で調整あり)
7	新潟市	○	閉会日	各定例会(4回)	各4日	年間計16日間	個人	1人60分以内(答弁含む) ※一括方式 1回目の質問は30分以内 ※一問一答方式 質問(再質問等を含む)は30分以内	会派内で調整あり (毎回通告する議員には、会派内で調整し連続を避ける調整をしている模様) 通告者全員がくじ引きで順番を決定
8	静岡市	○	日程	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	一括: 1人30分以内(答弁含まず) 会派持ち時間の範囲内 一問一答: 1人50分(答弁含む) 基本時間15分+(5分×所属議員数)+残時間の会派按分時間 ※1定例会における総時間600分	人数制限なし (3日間を超えないよう、最大会派が持ち時間を使い切らずに調整している。)
9	浜松市	○	日程	各定例会(4回)	各2日	年間計8日間	個人	1人30分以内(答弁含まず)	人数制限なし 但し、全議員に1年に1回、代表質問または一般質問の機会を認めている。
10	名古屋市	○	閉会日	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	質問、答弁を含めた総会議時間を定め、当該時間内で会派均等割りとし所属議員数の比率により割り当てている。 具体的発言時間は、当該議会の都度、議運で決定。	人数制限なし
11	※ 京都市	△	開会前の議運終了後	—	—	—	—	—	
12	※ 大阪市	○	開会前の議運終了後	9月(1回)	2日	年間計2日間	会派	市長の施政方針時に、一般質問と称して各交渉会派から1名が選出され、2日間かけて実施している。1人30分以内(答弁含まず)	人数制限あり

## 会期の確定状況と一般質問の取扱いについて

	市名	事前確定	告示前に日程・閉会日の公表有無	一般質問の開催日数			持ち時間の形態	発言時間	質問者数
				各定例会(4回)	各3日	年間計12日間			
13	堺市	○	日程	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	会派	・会派(2人以上) 40分×所属議員数 ・無所属議員40分	人数制限なし
14	神戸市(2会期)	○	日程	2・9月 各1日 6・11月 各2日	各1日 各2日	年間計6日間	会派	会派時間を基に所属議員数に応じて按分 ①発言充当時間 2日間で行う場合600分 1日で行う場合300分 ②会派持ち時間 発言充当時間を所属議員数により按分(答弁時間を含む)	各議員1年間に1回以内 会派持ち時間により人数制限あり ※会派持ち時間が 60分未満の会派 1人 60分以上90分未満の会派 2人 90分以上の会派 60分超えの時間が30分を増すごとに1人を2人に加えた人数の範囲内
15	岡山市	○	日程	各定例会(4回)	各5～6日	年間計24日程度	個人	1人30分以内 (代表質問の定例会では1人20分以内)	人数制限なし 但し、代表質問を行った議員は、一般質問はできない 通告状況により通告者が少ない場合5日間とし、1日分休会としている。(30人を超える場合は6日間)
16	広島市	△	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各3日	年間計12日間	個人	最初の質問は30分以内 再質問は2回まで(共に10分以内)答弁は含まず	3～6人の会派 1人 7～12人の会派 2人以内 13～18人の会派 3人以内 19人以上の会派 4人以内 ※3人未満の会派についても議長の許可を得て質問できる。
17	北九州市	○	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各3～4日	年間計13日前後	個人	1人60分以内(答弁含む) 但し、3人以下の会派および無所属議員は、1人30分以内	4人以下の会派 1人以内 5～7人の会派 2人以内 8～10人の会派 2.5人以内 11～13人の会派 3人以内 14～16人の会派 3.5人以内 17～19人の会派 4人以内 20人以上の会派 4.5人以内 ※端数の0.5人は、同一定例会における質疑の質問者数の0.5人と合わせて、質疑・一般質問のいずれかで1人とする。
18	福岡市	△	開会前の議運終了後	予算議会以外の各定例会(3回)	各3日	年間計9日間	会派	会派割り時間(総時間の4割)+議員数割り時間(総時間の6割) ※1定例会総時間495分(答弁含まない) ※会派割り時間 交渉会派(4人以上)4:非交渉会派(3人以下)2:無所属議員0として配分	人数制限なし
19	熊本市	×	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各5日程度	年間計20日程度	個人	1人120分以内(答弁含む)	1定例会12人まで
20	千葉市	×	開会前の議運終了後	各定例会(4回)	各5～6日程度	年間計24日程度	会派	1人60分以内(答弁含まず)～会派持ち時間の範囲内 基本時間(5分×議長を除く所属議員数(最高限度60分))+ (20分×議長を除く所属議員数) (答弁含まない) ※第1回定例会及び第3回定例会は、代表質疑と合わせた時間 ※第4回定例会は、代表質問と合わせた時間	人数制限なし

【参考】 千葉県	○	開会前の議運終了後	各定例会(4回) 2・9月 3.5日 6・12月 4日	各3.5日 各4日	年間計15日間	個人	質問は3回まで。質問時間は合計で30分以内で、答弁を含めて全体で1時間以内に終了	・年間1人1回 ・質問者数は、議会運営委員会で決定した各会派別定例会質問者数年間計画に基づき割当てる。 【H27.6】18人(代表4人) 【H27.9】20人(代表5人) 【H27.12】21人(代表4人) 【H28.2】18人(代表5人) 計95人 ・年間の質問者数は、代表質問を含めて議員定数の95人 ・各会派への割り当ては、所属議員数を考慮して議運で協議 ・年間計画が変更となる時は、議運で協議
-------------	---	-----------	-----------------------------------	--------------	---------	----	--	--

## 会期の早期決定のための一般質問の見直し例について

### 【基本的考え方】

現在、一般質問は、会派基礎時間を含む会派持ち時間制で実施しているが、本来、一般質問は、会派の所属にかかわらず、議員個人の権利として質問できるものであることから、質問時間は、原則として、各議員に平等に付与されるべきと考える。

そこで、現在の個人比例配分時間20分を基本として、他政令市の状況も参酌して、次のとおり、たたき台として見直し例を作成したのでお示しする。

### 【見直し例】

- 会派持ち時間制は変更しないが、一般質問の各会派の持ち時間の算定に当たっては、「個人比例配分時間」（1人20分）のみを基本とすることとし、「会派基礎時間」（5分に所属議員数を乗じて得た時間（ただし、最高限度60分））は適用しないものとする。  
よって、「個人比例配分時間」×「各会派所属議員数」＝ 各会派持ち時間 となる。
- 上記の「各会派所属議員数」からは、先例・慣例により一般質問を行っていない議長・副議長・監査委員（2人）は除くものとする。

### 【見直し例による一般質問の開催日数】

- 各会派持ち時間の合算に1.5を乗じて得た時間が、答弁を含めた概ね最大限の各会派の一般質問に要する時間と推定される。  
そして、それらの合算が、1定例会の最大限の一般質問に要する時間となる。
- 上記の見直し例を適用して、1定例会の最大限の一般質問に要する時間を算定すれば、1,380分となる（所属議員数・役職は現状のとおり）。

会派名	所属議員数	質問対象者数	会派持ち時間 1人20分×質問対象者数)	会派持ち時間 ×1.5
自民党（監査委員1人）	17人	16人	320分	480分
未来民進ちば（副議長）	12人	11人	220分	330分
公明党（監査委員1人）	8人	7人	140分	210分
共産党	7人	7人	140分	210分
市民ネットワーク	3人	3人	60分	90分
無所属	1人	1人	20分	30分
無所属	1人	1人	20分	30分
無所属（議長）	1人	—	—	—
計	50人	46人	920分	<b>1,380分</b>

- 一般質問の開催時の定例会の1日の会議時間を算定すれば、330分となる。

	10:00～ 12:00	13:00～ 15:00	15:30～ 17:00	計
会議時間 ①+②	120分	120分	90分	<b>330分</b>
質問時間 ①	80分	80分	60分	220分
答弁時間 ②	40分	40分	30分	110分

2日間	3日間	4日間	5日間
660分	990分	<b>1,320分</b>	1,650分

※ 12:00～13:00・15:00～15:30は、休憩時間として除外

- よって、両者を比較すれば、**1定例会の一般質問の開催日数は、4日間**（4.18日）に収まることとなる。

# 委員会等のインターネット中継 政令市の実施状況

※ 本会議の中継は全ての市で実施  
 <ASP方式とは>インターネットの放映サービスを提供する事業者に、中継を委託する仕組み

自治体名	アクセス件数						配信方法	委員会中継の経費	
	常任委員会	予・決算特委	予・決算特委 分科会	特別委員会	議会運営委員会	その他		初期費用	維持費用 (H27年度予算)
札幌市	×	○ 24.2		○ (議案審査特委のみ) 24.2	×	×	ASP方式	1,262万円	280万円
仙台市	×	○ 19.6		×	×	×	ASP方式	不明 ケーブルテレビ委託費に 含まれる	不明 本会議、ケーブルテレビ と一括委託
さいたま市	×	○ 21.9		×	×	×	ASP方式	92万円 機器、システム構築等 ※既存設備も利用	不明 本会議と一括委託
千葉市	×	○ 15.9	×	×	×	×	ASP方式		不明 本会議と一括委託
川崎市	検討中	○ 16.11	検討中				本会議は ASP方式		不明 本会議と一括委託
横浜市	○ 25.9 (分散開催) 4/8委員会	○ 17.9		○ 25.9	○ 25.9	○ 全員協議会	ASP方式	予・決算特委 330万円 機器、システム構築等 (保守点検含む) その他委員会等 1,420万円 機器、システム構築等	不明 本会議と一括委託
相模原市	○ 24.3 (分散開催) 1/5委員会	○ 24.3 (決算特委のみ) (予算は常委)	○ 24.3 (決算分科会のみ)	○ 24.3	○ 24.3	×	ASP方式	3,422万円 委員会室修繕 機器、システム構築等	389万円 運用管理 機器・システ ム賃借、保守点検
新潟市	×	×		×	×	×	本会議は ASP方式		
静岡市	×			×	×	×	本会議は ASP方式		
浜松市	検討中			検討中			本会議は ASP方式		
名古屋市	○ 23.3			○ 23.3	×	×	ASP方式	3,707万円 機器、システム構築等 (音響設備更新費用含 む)	454万円 放映委託、保守点検
京都市	○ 25.11 (分散開催) 3/5委員会	○ 17.9	○ 25.11 (局別質疑)		×	○ 市会改革推進 委員会	生中継 USTREAM 録画放映 YouTube (予決算(全体)は 独自サーバ)	不明 既存設備を利用	不明 既存設備を利用
大阪市	○ 21.9 (分散開催) 2/6委員会	○ 21.9 (決算特委のみ) (予算は常委)		○ 21.9	○ 21.9 (付託案件の審 査時のみ)	○ 災害対策実行 委員会	独自サーバ	259万円 機器、システム構築等 ※既存設備も利用	不明 本会議と一括委託
堺市	○ 25.8 (分散開催) 2/6委員会	○ 23.2	○ 25.8	○ 25.8	×	×	ASP方式	1,250万円 機器購入等	不明 本会議と一括委託
神戸市	○ 24.9 (分散開催) 3/6委員会	○ 24.6	○ 24.9	○ 24.9	×	×	ASP方式	258万円 機器購入等	326万円
岡山市	×	×		×	×	×	本会議は ASP方式		
広島市	○ 26.9 (録音中継の み) (分散開催)	○ 23.2	○ 26.9 (録音中継のみ)	×	×	○ 全員協議会 (録音中継の み)	放映:独自サーバ 録音:HPIに掲載	放映:1,344万円 機器購入等 音声:ICレコーダー購入 ※既存マイクを利用	106万円 放映委託、保守点検、通 信料 音声:0円
北九州市	×	○ 21.9	×	×	×	×	ASP方式及び YouTube(録画)		113万円
福岡市	×	○ 25.10	×	×	×	×	ASP方式及び YouTube	342万円 機器購入等 ※既存設備も利用	約45万円 ※他に保守は市長部局 で契約
熊本市	×	○ 22.3	×	×	×	×	ASP方式	67万円 機器購入等 ※他に電気設備工事	不明 本会議と一括委託

# 反問権（反論権）

- ・反問権及び反論権に関する法的根拠規定はない。
- ・議会基本条例等に規定している事例（例：松阪市議会の場合）

松阪市議会基本条例（抜粋）

（反問権及び反論権）

- 第10条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。  
 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。

松阪市議会反問権及び反論権に関する要綱（別紙要綱（資料3）参照）

## 政令市における反問権の実施状況

市名	反問権を認めているか否か	内容（反論が可能か又は趣旨確認か等）	議会基本条例の反問権に関連する規定
札幌市	認めている	趣旨確認のみ可能	（本会議及び委員会の運営） 第10条 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。
仙台市	否		
さいたま市	否		（質疑及び質問等） 第11条 7 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長の許可を得て、当該質疑又は質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための発言をすることができる。
千葉市	先例 【質疑】 答弁者は質疑を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。 【一般質問】 答弁者は一般質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。 （平成22年9月17日幹事長会議）	趣旨確認のみ	
川崎市	否	趣旨確認は認めている	（会議における質疑応答等） 第11条 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
横浜市	否		議会基本条例での規定なし
相模原市	否		（質疑等） 第20条 3 市長等は、会議において、議長又は委員長の許可を得て、論点を明確にするため、議員の質疑及び質問の趣旨を尋ねることができるものとします。
新潟市	認めている	趣旨確認のみ	（会議等における質疑応答等） 第18条 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。
静岡市	認めている	趣旨確認のみ	（質問又は質疑等） 第14条 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。
浜松市	否		議会基本条例での規定なし
名古屋市	反問権そのものは認めていないが、議会基本条例に趣旨を確認するため発言することができる旨規定している。		（質疑応答の基本原則） 第12条 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
京都市	市会改革推進委員会での検討の結果、「反問権や質問趣旨確認権という権利の付与ではなく、現状においても委員会では質問趣旨を確認することが可能であるので、積極的に質問趣旨の確認をしても差し支えない旨を執行機関側にも周知する」となった。		（会議等における質疑又は質問） 第21条 2 市長等（補助職員を含む。）は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。
大阪市	否		
堺市	認めている	趣旨確認のみ	（市長等の趣旨確認のための発言） 第27条 市長その他の答弁者は、議員の質疑又は質問に対する答弁を的確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。
神戸市	認めている	趣旨確認のみ	（会議等における質疑応答） 第14条 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。
岡山市	認めている	趣旨確認のみ	（質疑応答の基本原則） 第17条 3 答弁を行う者は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。
広島市	認めている	趣旨確認のみ	（確認の機会の付与） 第13条 議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び別委員会（以下これらを「委員会」という。）の委員長は、会議及び委員会における審議又は調査等の充実を図るため、会議及び委員会の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等又はその職員に対し、議員及び委員の発言の趣旨について確認の機会を付与することができる。
北九州市	認めている	趣旨確認のみ	（会議等における質疑応答） 第11条 3 市長その他の執行機関は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
福岡市	否（市長等が、答弁に必要な範囲内で、議員の質問の趣旨を確認するための発言をすることを認める）		
熊本市	否		

# 千葉市議会基本条例(たたき台案)について

## 【1 作成にあたっての基本的な考え方】

- ① これまでの議会改革の成果を取りまとめて体系的に整理し、政令市の議会基本条例を参考にして条文化した。
- ② 構成は、政令市の議会基本条例とおおむね同様としている。
- ③ 規定の方法は、「網羅的に条文化しながらも、各条文の内容はシンプルに」という考え方で作成した。

## 【2 たたき台案の内容等】

### 千葉市議会基本条例(たたき台案)

### 趣旨等

### 参考にした条文等

前文		
前文	<p>地方自治の原点である「地域の問題は、住民が自らの判断と責任で決定し、処理する」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会は、同じく選挙で選ばれた地方自治体の長と独立かつ対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。</p> <p>国と地方の関係が、対等かつ協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。</p> <p>このような中、千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、市長その他の執行機関の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価に加え、政策の立案及び提言に積極的に取り組むことにより、市民生活及び市民福祉の向上並びに市勢の発展に寄与していかねばならない。</p> <p>また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に千葉市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜まず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、千葉市議会の歴史と伝統に基づき、少数意見を尊重するほか、会派間及び議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公正かつ公平な議会運営に努めていかねばならない。</p> <p>よって、千葉市議会は、これまでの議会改革の成果を確かなものとするとともに、市民と市長その他の執行機関との関係において、千葉市議会及び千葉市議会議員が果たすべき役割等を明らかにし、市民の負託にこたえる議会のあり方を追求することにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のため、更なる取組を推進することを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>★ 「千葉市議会基本理念」に基づき作成 平成23年6月の「議会のあり方」検討協議会において、本議会の「基本理念」が決定されており、これをほぼそのまま取り込んで前文とし、条例制定の背景や、条例制定に向けての議会の決意を明らかにしている。</p>
		<p>「千葉市議会基本理念」(千葉市議会「議会のあり方」検討協議会) 地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。</p> <p>国と地方の関係が、対等・協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。</p> <p>このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。</p> <p>また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜まず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。</p>

第1章 総則		
目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う千葉市議会(以下「議会」という。)及び千葉市議会議員(以下「議員」という。)の役割等を明らかにするとともに、議会及び議員に関する必要な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>★ 第1条として、本条例の目的を定める。</p>
基本理念	<p>(基本理念) 第2条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と独立かつ対等の関係にある合議制の議事機関であり、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。</p>	<p>★ 第2条として、議会が達成しようとしている本条例の基本理念を定める。</p>
		<p>【京都市】 (目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である京都市会(以下「市会」という。)及び京都市会議員(以下「議員」という。)の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。</p> <p>【横浜市】 (基本理念) 第2条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定(以下「政策立案等」という。)に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。</p>

千葉県議会基本条例(たたき台案)

趣旨等

参考にした条文等

第2章 議会の役割及び活動原則		
<p>議会の役割及び活動原則</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議案、請願、陳情等(以下「議案等」という。)の審議及び審査を行い、これらを議決すること。 (2) 市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。 (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。 (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議を行うことにより、議会の意思を表明すること。 2 議会は、前項に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民の多様な意見等を十分に把握した上で、公正かつ公平な審議、審査等をし、意思決定を行うこと。 (2) 市民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 市民の負託にこたえる議会のあり方を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。</p>	<p>★ 議会の役割として、①審議機能、②監視機能、③政策立案機能、④意思表明機能と定める。 ★ 議会の活動原則として、①公正かつ公平な審議による意思決定、②開かれた議会運営、市民への説明責任、③議会改革への継続的な取組を定める。</p>	<p>【札幌市】 (議会の役割) 第2条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。 (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。 (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。</p>

第3章 議員の役割及び活動原則		
<p>議員の役割及び活動原則</p> <p>第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者であるとともに、議会を構成する者として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とし、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、公正かつ誠実に職務を執行すること。 (2) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員間の討議を活発に行うなどにより、十分な審議、審査等を尽くすこと。 (3) 自らの議会活動及び議会の意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。 (4) 不断の研さんにより自らの資質の向上を図ること。</p>	<p>★ 議員の役割として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを定める。 ★ 議員の活動原則として、①公正かつ誠実な職務執行、②十分な審議、③分かりやすい市民説明、④不断の研さんを定める。</p>	<p>【札幌市】 (議員の活動原則) 第12条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。 (1) 多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。 (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。 (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。 (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。</p>
<p>政治倫理</p> <p>第5条 議員は、市民の負託にこたえるため、市民全体の代表者として市政に携わる自らの権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める。</p>	<p>★ 議員の政治倫理については、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、平成22年3月に議長・副議長会議の中で議論し制定した「千葉県議会議員の政治倫理に関する条例」を指す。</p>	<p>【京都市】 (政治倫理) 第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる事項は、京都市議会議員政治倫理条例の定めるところによる。</p>
<p>会派</p> <p>第6条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 (1) 議員の活動を支援すること。 (2) 議案等の審議及び審査並びに政策の立案及び提言のための調査研究を行うこと。 (3) 会派間で協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。</p>	<p>★ 2人以上の議員をもって会派が結成されること、また、その役割について定める。</p>	<p>【京都市】 (会派) 第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 (1) 議員の活動を支援すること。 (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。 (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。</p>

千葉県議会基本条例(たたき台案)

趣旨等

参考にした条文等

第4章 議会運営			
議会運営	<p>(議会運営に関する原則) 第7条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則に基づき民主的で円滑な運営に努めるものとする。</p>	<p>★ 議会運営上で守るべき原則を定める。</p>	<p>【名古屋市】 (会議の運営原則) 第9条 議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する。 2 議会の会議等は、公開を原則とする。 3 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。</p>
議長等	<p>(議長及び副議長) 第8条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平にその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。</p>	<p>★ 議長及び副議長の職務遂行上の基本原則を定める。</p>	<p>【さいたま市】 (議長及び副議長) 第5条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。</p>
会期	<p>(会期) 第9条 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的に活動するため、十分に審議、審査等を尽くせる会期を確保するものとする。</p>	<p>★ 会期の確保のための考慮すべき事項を定める。</p>	<p>【横浜市】 (会期) 第6条 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的な活動を展開するため、十分に審議等を尽くすことができる会期を定めるものとする。</p>
委員会	<p>(委員会) 第10条 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を的確かつ迅速に行うものとする。 2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における活発な討議等を通じて、その部門に属する市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。</p>	<p>★ 委員の果たすべき役割や、委員会における委員間討議の活発化などについて定める。</p>	<p>【横浜市】 (委員会) 第7条 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行い、その権能を十分に発揮するものとする。 2 委員は、委員間における討議等を通じて、その部門に属する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。</p>
質疑又は質問	<p>(質疑又は質問) 第11条 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、論点を明らかにして行うものとする。 2 市長等は、質疑又は質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。 3 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質疑(質問)方式又は一問一答方式を選択することができる。ただし、代表質疑又は代表質問を行うに当たっては、一括質疑(質問)方式によるものとする。</p>	<p>★ 現在の先例(175、196)を踏まえ、議員の質疑又は質問に対し、答弁者から趣旨確認の発言ができる旨を定める。 ★ 平成22年の議会改革検討協議会、平成24年の議会のあり方検討協議会による議論を経て決定された内容を盛り込み、議員の質疑又は質問は、「一括質疑(質問)方式」又は「一問一答方式」を選択することができる旨を定める。</p>	<p>【千葉県議会先例(事例)】 175 答弁者は質疑を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。(平成22年9月17日幹事長会議) 196 答弁者は一般質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。(平成22年9月17日幹事長会議)  【京都市】 (会議等における質疑又は質問) 第21条 議員は、会議等において質疑又は質問を行うに当たっては、当該質疑又は質問の論点を明確にするものとする。 2 市長等(補助職員を含む。)は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。 3 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択することができる。</p>

第5章 市民と議会との関係			
市民との関係	<p>(市民との関係) 第12条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会の充実を図るものとする。 2 議会は、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施するものとする。 3 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に関するものとする。</p>	<p>★ 平成22年の議会改革検討協議会における議論を経て決定された内容を盛り込み、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施する旨を定める。 ★ 公聴会及び参考人の制度等の活用について定める。</p>	<p>【名古屋市】 (市民参加の促進、市民の多様な意見の反映) 第4条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。 2 議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会活動に参加する機会の確保に努める。 3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するように努める。 4 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。</p>
広報及び広聴の充実	<p>(広報及び広聴の充実) 第13条 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、多様な手段を用いて、議会活動に関する広報及び広聴の充実に関するものとする。</p>	<p>★ 広報・広聴機能の充実に努める旨を定める。</p>	<p>【札幌市】 (広報及び広聴の充実) 第16条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。 2 議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。</p>
会議等の公開	<p>(会議等の公開) 第14条 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。 2 議会は、会議の日程、議題等を事前に市民に周知し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。 3 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程及び結果を明らかにするものとする。</p>	<p>★ 本会議・委員会の公開や、会議録・会議資料の公開について定める。</p>	<p>【京都市】 (会議等の公開の推進) 第12条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議等(本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)を原則として公開するものとする。 2 市会は、会議等で用いた資料について、一層の公開に努めるものとする。 3 市会は、会議等の日程、議題等を事前に市民に周知するものとする。</p>

千葉県議会基本条例(たたき台案)

趣旨等

参考にした条文等

		第6章 議会と市長等との関係	
市長等との関係	(市長等との関係) 第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。	★ 二元代表制の下、議会と市民等がどのような関係に立つべきか、基本的原則を定める。	【横浜市】 (市長等との関係) 第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張感のある関係を構築し、多様な観点から、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に取り組むものとする。
議決事件の追加	(議決事件の追加) 第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。)及び基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。)の策定、変更及び廃止とする。	★ 現在、制定されている「議会の議決すべき事件に関する条例」において既に議決事件としている「基本計画」に加えて、平成23年の地方自治法の改正により、現在、議決を必要としないものとされている市の「基本構想」を議決事件に追加して定める。 ★ これにより「千葉県議会の議決すべき事件に関する条例」は廃止(附則第2項)	【千葉県議会の議決すべき事件に関する条例】 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本計画(千葉県基本構想に基づく基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止とする。
議会への説明等	(議会への説明等) 第17条 市長等は、予算を調製し、又は計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。 2 市長等は、議会又は議員から市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。	★ 市長等による予算案や、計画案等の議会への説明について定める。	【札幌市】 (議会への説明等) 第19条 市長等は、計画、政策、施策又は事業(以下「計画等」という。)を立案し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うものとする。 【横浜市】 (議会への説明等) 第14条 2 市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。
監視及び評価	(監視及び評価) 第18条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の政策の決定及び事務の執行が適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	★ 市長等の事務執行に対する議会の監視、評価について定める。	【横浜市】 (監視及び評価) 第15条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
政策の立案	(政策の立案等) 第19条 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	★ 平成26年の議会改革推進協議会までの議論を経て、本市議会の「政策形成基本フロー」が決定されているところであり、議会が積極的に政策立案・提言を行う旨を定める。	【横浜市】 (政策立案等) 第16条 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策立案等を行うものとする。

千葉市議会基本条例(たたき台案)

趣旨等

参考にした条文等

第7章 議会の機能強化		
機能強化	(議会の機能強化) 第20条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化するものとする。	★ 議会の機能強化を図る旨を定める。  【横浜市】 (議会の機能強化) 第20条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化するものとする。 2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする。
調査の活用	(専門的知見の活用) 第21条 議会は、議案等の審議及び審査の充実、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用するものとする。	★ 地方自治法第100条の2による学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用する旨を定める。  【横浜市】 (学識経験者等の活用) 第23条 議会は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査、政策の立案に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。 2 議会は、専門的事項に関する調査が必要と認めるときは、議決により、学識経験を有する者等により構成される調査機関を設置することができるものとする。
他市連携	(他の指定都市の議会との連携等) 第22条 議会は、大都市に特有の課題の解決に資するため、他の指定都市(法第252条の19第1項の指定都市をいう。)の議会との連携、情報交換等を推進するものとする。	★ 他の指定都市の議会との連携等について定める。  【横浜市】 (他の指定都市の議会との連携) 第21条 議会は、大都市特有の課題の解決に資するため、他の指定都市(法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)の議会との政策連携、情報交換等を推進するものとする。
政務活動費	(政務活動費) 第23条 会派及び議員は、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を行い、議会の機能強化に努めるものとする。 2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定める。	★ 議員の政務活動費の交付については、平成24年の「議会のあり方検討協議会」での協議内容を踏まえ、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」を指す。  【京都市】 (政務活動費) 第26条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の定めるところによる。
災害対応	(災害対応) 第24条 議会及び議員は、大規模災害の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して迅速かつ機動的な対応を図るものとする。	★ 平成25年に議会改革推進協議会での議論を経て「大規模災害対応指針」が策定されており、それを踏まえ災害対策について定める。  【横浜市】 (災害時の体制の整備) 第17条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。
議会事務局の強化	(議会事務局等の強化) 第25条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。	★ 議会事務局及び議会図書室の強化について定める。  【横浜市】 (議会局の強化) 第26条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

千葉県議会基本条例(たたき台案)

趣旨等

参考にした条文等

第8章 議員の定数及び議員報酬等		
議員の定数	<p>(議員の定数) 第26条 議員の定数については、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能を確保するとともに、市民の多様な意見を市政に反映させるために必要な議員数を考慮し、別に条例で定める。</p>	<p>★ 議員の定数について、平成26年の「議会改革推進協議会」での協議内容を踏まえ、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、「千葉県議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」を指す。</p>
議員報酬等	<p>(議員報酬等) 第27条 議員報酬及び期末手当については、複雑高度化する市政の課題等に対し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能を十分に発揮できるようにするとともに、多様な分野の幅広い知識と経験を有する人材が議員として活躍できるための環境を整備するという視点を踏まえ、別に条例で定める。</p>	<p>★ 議員報酬等について、平成24年の「議会のあり方検討協議会」での協議内容を踏まえ、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、「千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を指す。</p>

第9章 補則		
条例関係	<p>(他の条例等との関係) 第28条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らねばならないものとする。</p>	<p>★ 基本条例の最高規範性について定める。</p>
検討	<p>(検討) 第29条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>★ 必要に応じて本条例の見直しをする旨を定める。</p>

附則	<p>附則 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。 (千葉県議会の議決すべき事件に関する条例の廃止) 2 千葉県議会の議決すべき事件に関する条例(平成22年千葉県条例第84号)は、廃止する。 (経過措置) 3 この条例の施行の日から平成 年3月31日までの間における第23条第1項の規定の適用については、同項中「会派」とあるのは「会派(所属する議員が1人の場合を含む。)」とする。</p>	<p>★ 施行期日のほかに、「千葉県議会の議決すべき事件に関する条例」の廃止と、「千葉県議会の議決すべき事件に関する条例」に定める会派に関する経過措置を定める。</p>
----	---	--

【3 政令市の基本条例に規定されているもので、今回のたたき台案に盛り込まなかった項目等】

- ① 「議会報告会」・「市民等との意見交換の場の設置」・「区行政への関与」・「議員連盟」は条文化しなかった。
- ② 「議会改革の推進」については、単独条文ではなく、第3条の議会の活動原則の中に盛り込んだ。
- ③ 「研修・調査研究」については、単独条文ではなく、第3条の議会の役割の条文、第4条の議員の活動原則の条文中に盛り込んだ。

千葉県議会基本条例たたき台案の修正意見等に関する各会派の意見整理票（取りまとめ）

たたき台案の章・条文		修正意見	会派	理由	要否	協議
前文	①	【共産】 ・「地方自治の原点である」の前に「日本国憲法に定める」を追加し、「二元代表制の一翼を担う議会の権能を高めることにより市民福祉のさらなる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。よって、ここに千葉県議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する」と追加する。	自民	反対である。 ・「千葉県議会基本理念」に新たに追加することは、すべきでないとする。 ・最後の段落の変更意見は、前段落までの「千葉県議会基本理念」の繰り返しになっており、制定する条例の内容を示す現文の方が、制定に向けての決意表明にふさわしいとする。	×	①
			未来民進	反対。「日本国憲法に定める」はあえて入れる必要はない。	×	
			公明	たたき台案でよい。上段、中段は「千葉県議会基本理念」を謳い、下段の結びに条例制定の決意を述べ結んでいる。すっきりしている。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			
	②	【共産】 ・「多数決を基本としつつも」は、「全会一致を基本としつつも」に修正を求める。	自民	反対である。 ・「千葉県議会基本理念」を変更すべきではないとする。 ・全会一致を目指すことは重要であるが、議決は多数決によることが基本ではないか。	×	②
			未来民進	反対。「多数決を基本としつつも」のままで良い。	×	
			公明	たたき台案でよい。少数意見を尊重するほか、会派間及び議員間の合意形成を図るよう最大限の努力をすることを、これまでも担保してきた。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			
	③	【市民ネット】 この条例が議会改革のゴールであるかのような印象を与えてしまうため、「これまでの議会改革の成果を確かなものとするとともに」の一文は入れなくても良い。	自民	反対である。 この文言をもって条例を議会改革のゴールとする旨を宣言したものではないとする。	×	③
			未来民進	反対。	×	
			公明	たたき台案でよい。ゴールであるかのような印象を与えてしまうとは考えない。	×	
			共産	賛成。	○	
			市民ネット	【提案】		
第1章 ・目的(第1条) ・基本理念(第2条)	④	【共産】 ・第1条中段を次のように修正する。 「議会及び議員に関する必要な事項を定める」⇒「分権と自治の時代にふさわしい議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定める」	自民	反対である。 条例は、議会運営だけでなく、議会及び議員に関する必要な事項を広く定めるものであるとする。	×	④
			未来民進	反対。前文でうたわれている文章であるため、敢えて加える必要はない。	×	
			公明	たたき台案でよい。形容詞的な文言を加える必要はないとする。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			
第2章 ・議会の役割及び活動原則(第3条)	⑤	【公明】 ・特色を出すために、「議会改革の推進」を単独条文とする。	自民	反対である。 前文及び第3条第2項第3号の定めで十分であるとする。	×	⑤
			未来民進	現状の表記のままでも良いかと思うが、単独のする内容としてはどのようなものか、内容によっては条文としても良い。	○	
			公明	【提案】 「第4条 議会は、市民の負託にこたえるあり方を不断に追求し、議会改革に取り組むものとする。」の単独条文とする。	○	
			共産	単独条文化は賛成。	○	
			市民ネット			

たたき台案の章・条文		修正意見	会派	理由	要否	協議	
第3章	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の役割及び活動原則(第4条)</li> <li>政治倫理(第5条)</li> <li>会派(第6条)</li> </ul>	⑥ <b>【共産】</b> ・第5条に次の条文を追加する。 「政治倫理は、議員は二元代表制の一翼を担う市民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。」	自民	反対である。 ・現在の規定は、「千葉県議会議員の政治倫理に関する条例」第2条第1項の議員の責務の規定を引用したものであるから、これで十分であると考えられる。	×	⑥	
			未来民進	反対。別に条例として定められているので、敢えて必要なし。	×		
			公明	たたき台案でよい。「・・・高い倫理性を持つとともに・・・高潔性を示すことが・・・努めなければならない。」に示されている。	×		
			共産	<b>【提案】</b>	○		
			市民ネット				
第4章	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会運営に関する原則(第7条)</li> <li>議長及び副議長(第8条)</li> <li>会期(第9条)</li> <li>委員会(第10条)</li> <li>質疑又は質問(第11条)</li> </ul>	⑦ <b>【未来民進】</b> ・第11条第2項を具体的に反問権としての条項とする。  <b>【共産】</b> ・反問権・反論権の保障に関する条文を加える。	自民	反対である。 ・現在の先例(175・196)を引き写すのみで十分である。また、わざわざ反問権の文言まで入れる必要はないと考える。 ・「反論権」の規定は不要であると考えられる。	×	⑦	
			未来民進	<b>【提案】</b> 一部反対。反論権までは現時点は難しいと思いますので、反問権までとする。	○		
			公明	今後の協議で検討されるべき。	×		
			共産	<b>【提案】</b> 我が党の反問権、反論権を加えること。	○		
	市民ネット						
	⑧	<b>【共産】</b> ・議員間討議の保障に関する条文を加える。	自民	反対である。 ・第10条第2項に、委員会における委員間討議の活発化が定められており、これで十分と考える。	×		⑧
			未来民進	反対。現時点での運営でできている。	×		
			公明	今後の協議で検討されるべき。	×		
共産			<b>【提案】</b>	○			
市民ネット							
第5章	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民との関係(第12条)</li> <li>広報及び広聴の充実(第13条)</li> <li>会議等の公開(第14条)</li> </ul>	⑨ <b>【未来民進】</b> ・第13条後段を次のように修正する。 「多様な手段を用いて、広報及び広聴の充実に努めるものとする。」⇒「多様な情報発信手段を用いて、広報及び広聴の充実に積極的に取り組むものとする。」  <b>【市民ネット】</b> ・第13条の中にいくつか具体的な手法を入れた方がよい(札幌市の例のように)。	自民	反対である。 ・現在の内容で十分であると考えられる。 ・なお、札幌市の規定は、議員又は会派が行う議会報告、意見交換、意見聴取等について定めたものであり、議会としての規定ではない。	×	⑨	
			未来民進	<b>【提案】</b> ネット案については、反対。 ・具体的な表記が必要かという点、それぞれの取り組みの中で含まれるので、我が会派の追加要望の「積極的に取り組む」に含まれる。	○		
			公明	たたき台案でよい。「・・・多様な手段を用いて・・・」に含まれている。	×		
			共産	未来民進とネットの意見も含めて、より充実したものとするように。	○		
			市民ネット	<b>【提案】</b>			
第6章	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長等との関係(第15条)</li> <li>議決事件の追加(第16条)</li> <li>議会への説明等(第17条)</li> <li>監視及び評価(第18条)</li> <li>政策の立案等(第19条)</li> </ul>						

たたき台案の章・条文		修正意見	会派	理由	要否	協議
第7章 ・議会の機能強化(第20条) ・専門的知見の活用(第21条) ・他の指定都市の議会との連携等(第22条) ・政務活動費(第23条) ・災害対応(第24条) ・議会事務局等の強化(第25条)	⑩	【共産】 ・第21条は、調査機関を設置できるまで拡充する。	自民	反対である。 地方自治法は、執行機関にのみ附属機関の設置を認めており、議会に附属機関を設置すべきではないと考える。	×	⑩
			未来民進	反対。意味を確認する必要がある。	×	
			公明	たたき台案でよい。「・積極的に活用する・」で網羅されている。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			
	⑪	【未来民進】 ・第23条第1項「議会の機能強化に努めるものとする。」⇒「議会活動の充実及び強化に努めるものとする。」	自民	反対である。 現在の内容で十分であると考ええる。	×	⑪
			未来民進	【提案】	○	
			公明	たたき台案でよい。どこに違いがあるのか不明。	×	
			共産	賛成。	○	
			市民ネット			
	⑫	【自民】 ・議事機関として二元代表制の一翼を担う議会のさらなる機能の強化を図るため、議会に必要な予算の確保や議長の人事権の強化に関する規定を追加すべきである。	自民	【提案】 ・議会に必要な予算の確保については、第20条に第2項として「議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。」との規定を追加すべきである。 ・議会事務局職員の人事については、地方自治法では議長に任命権があるので、「市長と協議」とするのは、法と矛盾する。それ以外の規定を追加するのであれば、検討の余地があるのではないか。	○	⑫
			未来民進	・方向性としては良いが、表記として強すぎないよう議論が必要。	○	
			公明	たたき台案でよしとするが、前回の協議会における、近藤委員の自民党会派さんへの質問に対する回答を伺ったうえで、検討が必要と考える。	×	
			共産	自民の意見も踏まえて我が党の意見を反映すること。	○	
			市民ネット			
	⑬	【共産】 ・第25条第1項後段を次のように修正する。 「議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。」⇒「議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るものとする。」 「議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任命権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議するものとする。」(追加) 「議会事務局職員は、議員とともに住民の負託に応えるために、その職務を全うしなければならない。」(追加)	自民	・第25条第1項の修正案(共産党の修正案)については、調査・法務機能の強化のみに特化して規定することはどうなのか疑問である。また、職務専念義務を有する職員が職務を全うすることは当然のことであり、規定は不要であると考ええる。	×	⑬
未来民進			反対、これだけ具体的な表記は必要なく、含まれていると解釈できる。	×		
公明			たたき台案でよしとするが、前回の協議会における、近藤委員の自民党会派さんへの質問に対する回答を伺ったうえで、検討が必要と考える。	×		
共産			【提案】	○		
市民ネット						
第8章 ・議員の定数(第26条) ・議員報酬等(第27条)						
第9章 ・他の条例等との関係(第28条) ・検討(第29条)	⑭	【未来民進】 ・検証と見直し条項を付け加えてほしい。  【共産】 ・第29条を「この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、条例改正を含めて適切な措置を講じるものとする。」という京都市と同様の規定とする。	自民	反対である。 条例の施行後、必要に応じて見直し等の適正な措置を講ずることを明確に定めており、これ以上の規定は不要であると考ええる。	×	⑭
			未来民進	【提案】 共産案については反対。我が会派の主張に含まれると判断します。	○	
			公明	たたき台案で担保されているので、修正は必要ないと考ええる。	×	
			共産	【提案】 検証と見直しは行うべきで、我が党の意見に加味すること。	○	
			市民ネット			